

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和元年5月8日(水) 午前10時		
開 会 場 所	41会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前11時45分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	尾崎 まゆみ 高須 京子 平岡 将暢 武内 基亘		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 内藤貴久、教育庶務課長 原田高行、学校教育課長 伊藤嘉樹、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課主幹 鈴木貴之、生涯学習課長 筒井清人、スポーツ課長 味岡淳、文化振興課主幹 石川浩治、図書館長 原田依子、教育庶務課主任主査 木下政之、判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第20号 西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について【教育庶務課・スポーツ課】 議案第21号 西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【生涯学習課】 議案第22号 西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【生涯学習課】 議案第23号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】 議案第24号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【スポーツ課】 議案第25号 専決処分の承認について(西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放運営委員会委員の委嘱)【スポーツ課】 議案第26号 専決処分の承認について(西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱)【スポーツ課】 議案第27号 専決処分の承認について(西尾市スポーツ推進委員の委嘱)【スポーツ課】 議案第28号 西尾市スポーツ推進委員の委嘱について【スポーツ課】 議案第29号 西尾市文化会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化振興課】 議案第30号 西尾市歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【文化振興課】 議案第31号 専決処分の承認について(西尾市図書館協議会委員の任命)【図書館】</p>		

5 その他

- (1) 小中学校及び義務教育学校へのエアコン設置の経過報告について【教育庶務課】
- (2) 平成31年度学校訪問要項について【学校教育課】
- (3) 平成31年度特色ある学校づくり推進事業実施要項について【学校教育課】
- (4) 平成31年度各種委員会等の組織について【学校教育課】
- (5) 平成31年度外国人児童生徒教育について【学校教育課】
- (6) 平成31年度学校司書の配置について【学校教育課】
- (7) 平成31年度西尾市小・中学校運動会・体育大会予定について【学校教育課】
- (8) 西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀建設工事の概要について【文化振興課】
- (9) 『新編西尾市史 資料編1 考古』の発刊について【文化振興課】

添付書類 教育委員会名義使用 12件

会 議 の 顛 末

<p>教育長</p>	<p>開会の辞 ただいまから西尾市教育委員会5月定例会を開会いたします。 議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
<p>教育長</p>	<p>会議録の署名委員は、高須委員、武内委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
<p>教育長</p>	<p>前回定例会及び臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) それではご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
<p>教育長</p>	<p>(1) 教育長報告 本日は、3点についてご報告いたします。 1点目ですが、第2回の定例校長会議でのあいさつについてです。 本日のレジュメの最初に資料として入れてあります。校長会では、大きく4項目について述べてありますが、その中で幾つか拾って説明をさせていただきます。 まず1つ目は「1 船出を確かめる」の一段落目で学校経営のチェックポイントを掲げてありますが、特に「まじめでおとなしい子が安心して笑顔で過ごせているか」を職員全員で確かめるようお願いしました。 2つ目としては、「2 本物の授業づくり」の中の2段落目で、「良い授業の要件は、楽しくて力のつくこと」として、これを今年の学校訪問の視点とすることをお伝えしました。そして、後半では「楽しい」の意味と「力」の押さえ方についても述べました。 3つ目としては「4 教職員の不祥事防止」の結びですが「モラル意識の高い教職員集団の醸成」をお願いしました。校長や教頭の管理指導も大切ですが、それ以上に教職員の相互の緊密な信頼関係による自浄作用を職場に築いていただきたいと思っております。 2点目は、学校の防災活動についてです。これは挨拶原稿の中にはありませんが、校長会でも、口頭で防災にかかわる各学校の対応について、さらにリアリティを高めていくことをお願いしました。 その1つ目としては、各学校における地震の避難訓練のレベルを上げることで、例えば、授業時間以外、放課や登下校時を想定することです。 2つ目としては、避難所になった際のことを現実的に考えてみることです。避難所運営は地域住民と市役所職員によるのが原則とはいえ、実際に起きた時のことを考えると、教育活動の再開に向けて、あるいは地域コミュニティの核としての役割を担っていく必要に迫られることになります。 そのための備えを地域の方たちと共に取り組んでいきたいものです。教育委員会としても危機管理課と連携を密にしながら、先進校の取り組みを紹介するなど、学</p>

	<p>校を指導していきます。</p> <p>3点目は、学校経営における課題についてです。現在学校では、学習指導要領全面実施に向けての対応と、働き方改革による多忙化解消という、2つの大きな課題があります。</p> <p>これら2つを同時進行で取り組むことは、たいへん力配分の難しい難題と言えます。小学校英語や道徳の教科化など、これまでの経験値のない教育活動を取り入れながら、勤務時間の縮減を図るということになるわけです。</p> <p>予算を伴わない学校業務の能率化や精選は、限界に近付きつつあり、ややもすると子どもたちへのきめ細かな指導を後退させるという認識をもって、働き方改革に臨みたいと思います。</p> <p>以上3点ご報告させていただきました。委員の皆様におかれましては、一層のご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます、教育長報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>続きまして（2）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（2）教育部長報告</p> <p>私から3点ご報告させていただきます。</p> <p>1点目は、4月12日に開催された西尾市議会4月臨時会についてです。</p> <p>先月の定例会にて資産経営局から説明がありましたが、西尾市方式PFI事業の見直しにより、きら市民交流センター（仮称）支所棟の改修工事費と一色B&G海洋センタープールの解体工事費などの補正予算案がこの臨時会に議案提出され、全会一致で可決されました。</p> <p>このため、今後は市の単独事業として、支所棟関係は主に生涯学習課が、そしてプール解体関係はスポーツ課が所管して進めてまいります。</p> <p>2点目は、西尾市議会6月定例会の会期日程についてです。</p> <p>4月22日開催の議会運営委員会において、6月4日に開会し、6月26日までの23日間の会期と決定されました。</p> <p>初日の6月4日には議案審議などがあり、関係する文教委員会は6月14日に開催されます。また、一般質問は6月5日、6日そして10日の3日間が予定されております。</p> <p>本日議案審議をいただく消費税率引上げに伴う条例改正などの議案提出があり、また一般質問も多くのご通告が予想されますので、しっかりと対応してまいります。</p> <p>3点目は、岩瀬文庫の企画展「帝」についてです。</p> <p>この企画展については、前回の定例会でも紹介しておりますが、昨日教育長と共に拝見させていただきました。新天皇のご即位を祝して「帝」の姿を紹介しており、新元号の典拠となった万葉集の展示などもあり、とてもタイムリーな企画展となっております。</p> <p>岩瀬文庫を知って、来ていただける絶好の機会ですので、前回ご意見をいただいたように、今まで以上にPRに努め、私たちも実際に本物に触れて感じて、その上で、いろんな機会に発信していきたいと改めて感じたところです。</p> <p>私からは以上です。</p>
教育長	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p>

	<p>議案第20号 西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>教育庶務課長</p>	<p>ただ今議題となりました議案第20号「西尾市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>今年度、国が消費税を10%に引き上げる決定をしたことを受けて、市長部局より、「消費税引上げに伴う料金収入の改定方針」が示されました。</p> <p>そのため、今回の一部改正は、市長部局の「消費税率引上げに伴う料金収入の改定方針」に伴い、改正を行うものでございます。</p> <p>なお、消費税が5%から8%に引き上げられた際には、使用料等の引き上げを見送っておりましたので、今回は5%から10%への引き上げ分である5%を引き上げることとしております。</p> <p>また、この西尾市使用料及び手数料条例に基づき、使用料等を徴収している担当課は多くございまして、今回の一部改正につきましては、市長部局の財政課にて取りまとめが行われ、また、市議会6月定例会にて、一部改正についての議案の提出が予定されております。</p> <p>なお、教育委員会においては、教育庶務課とスポーツ課が、該当しますので、教育庶務課、スポーツ課と順次ご説明させていただきます。</p> <p>それでは、教育庶務課分についてご説明いたします。</p> <p>2ページはねていただきまして、新旧対照表1/3ページをご覧ください。こちらの新旧対照表が見やすいので、こちらでご説明いたします。</p> <p>右表の改正前、別表第1における「種類」欄の「西尾市立小中学校体育館使用料」をご覧ください。</p> <p>教育庶務課分としましては、この欄のみが該当し、今回の改正において、「午前9時から午後5時まで」の金額「1,150円」を左表「改正後」のとおり「1,200円」に引き上げ、「午後5時から午後9時まで」の金額「1,890円」については、「1,980円」に引き上げます。</p> <p>また、佐久島小中学校が義務教育学校になったことに伴い、備考欄に、「義務教育学校を含む」を追加いたします。</p> <p>前のページの「附則」をご覧ください。</p> <p>附則としまして、第1項において「この条例は、令和2年4月1日から施行する。」と定めており、</p> <p>第2項においては、この条例の施行日以後に許可を受けた者については、改正後の料金が適用され、同日前に許可を受けた者の使用料については、従前の例によると定められております。</p> <p>以上、教育庶務課分についての説明とさせていただきます。</p>
<p>スポーツ課長</p>	<p>続きまして、スポーツ課分についてご説明いたします。</p> <p>同じく新旧対照表1/3ページ及び2/3ページをご覧ください。</p> <p>別表第1における「種類」の欄、西尾市立小中学校屋外体育施設夜間照明施設使用料及び西尾市立小中学校屋内体育施設使用料の2つの使用料がスポーツ課の該当している箇所であり、これは学校体育施設スポーツ開放事業に係る使用料であります。</p> <p>まず、屋外体育施設夜間照明施設使用料につきましては、これまで合併前の旧西尾地区で照明施設がある西尾小学校、平坂中学校、寺津中学校、福地中学校の4つ</p>

	<p>の小中学校を対象として使用料を条例に規定しておりましたが、今回の条例改正に合わせ、種類に4校を明記し追加することとし、使用料の金額につきましては改定方針により「1時間につき」と「30分増すごとに」の2か所を改めております。なお、金額については10円未満をすべて切り捨てております。</p> <p>また、合併により旧3町地区で屋外体育施設に照明施設がある一色中部小学校を始め8つの小中学校が増えましたが、電球の数など設備面で差があり旧西尾地区よりも低い使用料が設定されていました。</p> <p>合併以降、旧3町地区の使用料の急激な上昇を抑えるため、旧町の使用料を据え置く運用をしてまいりましたが、今回の条例改正に合わせ、実際に使用料として徴収している額を元に、施設ごとに設備面や改定方針を考慮して使用料を算出し、照明施設のある一色中部小学校以下旧3町の小中学校8校を明記し追加したものです。</p> <p>次に、2/3ページ及び3/3ページにあります屋内体育施設使用料につきましては、改定方針により使用料の金額を2か所改めるとともに、佐久島小中学校が義務教育学校になったことに伴い、備考欄に「義務教育学校を含む」を追加するものです。なお、金額については10円未満をすべて切り捨てております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
平岡委員	附則の2、規定の適用について、施行日が令和2年4月1日となっており、使用許可を受けたのが令和2年の例えば3月31日であった場合、旧の料金が適用されるということになると思いますが、これは市全体の方針として、諸料金の改正についてはこのように適用されるという解釈でよろしいでしょうか。
教育庶務課長	そのように考えております。
生涯学習課長	<p>このあと説明させていただきますが、公民館及びふれあいセンターにつきましては、許可日に使用料を支払うのではなく、使用日に支払いますので、変則となります。</p> <p>公民館の場合、3月に4月分の許可をした場合でも、4月に使用した日に使用料を払いますので、新しい料金が適用ということになります。</p>
スポーツ課長	体育施設は少し違うところがありまして、基本的には申し込みした日に利用者は使用料を支払いますので、旧料金となりますが、特例がございまして、学校関係やスポーツ協会に登録されている団体、地域総合型スポーツクラブについては、後納の制度を条例で規定しておりますので、3月に申し込んで4月に使用した場合、その後使用料を納めるという特例がございまして、新料金となります。
平岡委員	市民の方に誤解のないように、よくご説明していただきますようお願いします。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	引き続きまして議案第21号 西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第22号 西尾市地域交流センターの

	<p>設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>ただいま議題となりました議案第21号「西尾市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第22号「西尾市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>それでは、議案第21号をご覧ください。</p> <p>提案理由でございますが、本案は令和元年10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、西尾市公民館の使用料の額を改正するものでございます。</p> <p>なお、公民館につきましても消費税率が5%から8%に上げられた際には、使用料の引上げを見送っておりましたので、今回は5%から10%への引上げ分である5%分を引上げることとしております。</p> <p>議案の後ろに添付しました新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第2は1ページから5ページにかけて、市内各公民館・ふれあいセンターの多目的ホールや会議室など、施設の使用料の額を268か所、別表第3は6ページの八ツ面ふれあいセンター工芸室内にあります陶芸釜の使用料を改めております。なお、10円未満は切り捨てております。</p> <p>資料を戻っていただき、議案の最後のページをご覧ください。</p> <p>附則につきましては、第1項は、この条例は令和2年4月1日から施行したいとするもので、第2項は、経過措置を定めたものでございます。</p> <p>次に議案第22号について、ご説明いたします。</p> <p>本案の提案理由でございますが、議案第21号と同様でございます。</p> <p>それでは、議案の後ろに添付しました新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第1はホールや楽屋など、施設の使用料の額を52か所、別表第2は2ページから3ページにかけて、舞台や照明など設備の使用料の額を22か所改めております。なお、10円未満は切り捨てております。</p> <p>資料を戻っていただき、議案の5ページ目及び6ページ目をご覧ください。</p> <p>附則につきましては、議案第21号と同様でございます。</p> <p>なお、両案は西尾市議会6月定例会に提出してまいります。</p> <p>以上で議案第21号及び第22号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続き、議案第22号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p>

	<p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして議案第23号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第24号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一括して提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>ただいま議題となりました「議案第23号 西尾市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、「議案第24号 西尾市都市公園内体育施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>議案第23号をご覧ください。</p> <p>改正理由は議案第21号と同じであります。</p> <p>2ページはねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第2は西尾市鶴城体育館使用料で金額を20か所、別表第3は西尾市中央体育館使用料で備考欄を含め金額を25か所改めております。</p> <p>1枚はねていただきますと、別表第4は西尾市ふれあい広場使用料で金額を14か所改め、備考7の端数処理の方法を追加しております。</p> <p>別表第5は西尾市吉良野外趣味活動施設使用料で金額を3か所、別表第6は西尾市東幡豆体育館使用料で金額を4か所、別表第7は西尾市吉良弓道場及び幡豆弓道場使用料で金額を3か所、別表第8は西尾市羽塚武道場使用料で金額を3か所、別表第9は西尾市屋外体育施設夜間照明使用料で金額を5か所改めております。なお、金額については10円未満をすべて切り捨てております。</p> <p>最後に附則でございますが、第1項及び第2項は議案第21号と同じであります。</p> <p>第3項は使用料を後払いする団体についての規定で、施行日前に施行日以降の許可を受けた者で施行日以降の支払いについては改正後の条例に定める額の使用料を徴収できるとするものでございます。</p> <p>次に議案第24号をご覧ください。</p> <p>改正理由は議案第21号と同じであります。</p> <p>2ページはねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第1は西尾市総合体育館使用料で備考欄を含む金額を40か所、別表第2は西尾市一色町体育館使用料で金額を15か所、別表第3は西尾市一色B&G海洋センター使用料で金額を11か所改めております。別表第4はコミュニティ公園体育館使用料で金額を4か所、別表第5は西尾市都市公園内屋外体育施設夜間照明施設使用料で金額を14か所改めております。なお、金額については10円未満をすべて切り捨てております。</p> <p>最後に附則につきましては、議案第23号と同様でございます。</p> <p>以上、議案第23号及び議案第24号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第23号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろし</p>

	<p>いは、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続き、議案第24号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして議案第25号 専決処分の承認西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放運営委員会委員の委嘱について提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>ただいま議題となりました議案第25号「専決処分の承認について」、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放運営委員会委員の委嘱でございます。</p> <p>当委員は「西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放に関する規則」第5条第2項の規定により、教育委員会が委嘱することになっております。</p> <p>学校体育施設のスポーツ開放を円滑に実施するために就任いただき、その任期は1年でございます。</p> <p>このたび、平成31年3月31日で委員の任期が満了となりましたので平成31年4月1日付けで別紙の46名を委嘱いたしました。</p> <p>委員の委嘱につきましては、任期満了に伴い委嘱する必要が生じたので、平成31年4月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理をいたしました。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようですから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第25号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>引き続きまして議案第26号 専決処分の承認西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱について提案理由の説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>ただいま議題となりました議案第26号「専決処分の承認について」、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放管理指導員の委嘱でございます。</p> <p>先ほど説明いたしました議案第25号と同様に、「西尾市立小中学校体育施設スポーツ開放に関する規則」第6条により、教育委員会が委嘱することになっており</p>

	<p>ます。</p> <p>開放施設の管理指導及び安全確保に当たっていただくものであり、任期は1年となっております。</p> <p>このたび、平成31年3月31日で管理指導員の任期が満了となりましたので平成31年4月1日付けで別紙の39名を委嘱いたしました。</p> <p>管理指導員の委嘱につきましては、任期満了に伴い委嘱する必要が生じたので、平成31年4月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理いたしました。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第26号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	引き続きまして議案第27号 専決処分の承認西尾市スポーツ推進委員の委嘱について提案理由の説明をお願いします。
スポーツ課長	<p>ただいま議題となりました議案第27号「専決処分の承認について」、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>今回、専決処分をいたしました事項は、西尾市スポーツ推進委員の委嘱でございます。</p> <p>この委員は、スポーツ基本法第32条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。</p> <p>このたび、平成31年3月31日で2年間の任期満了となりましたので、平成31年4月1日付けで別紙の62名を委嘱いたしました。</p> <p>委員の委嘱につきましては、任期満了に伴い委嘱する必要が生じたので、平成31年4月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理いたしました。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。</p> <p>なお、任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの2か年でございます。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
高須委員	米津小学校区の方で経験年数が0とありますが、他の校区は経験年数が0の方であっても他に経験のある方がいますが、米津小学校区はこの方お一人で不自由なことはないでしょうか。

スポーツ課長	特に不都合になることはないと思っています。引継ぎもうまくいっていると思います。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第27号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。
教育長	引き続きまして議案第28号 西尾市スポーツ推進委員の委嘱について提案理由の説明をお願いします。
スポーツ課長	ただいま議題となりました議案第28号「西尾市スポーツ推進委員の委嘱について」、提案理由のご説明を申し上げます。 この委員は、スポーツ基本法第32条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。 本年度は定員72名のところ、議案第27号で説明しましたとおり、62名のスポーツ推進委員を4月1日付けで委嘱しております。 この度、伊藤吉弘氏を新たに委嘱したいため、委嘱の同意をお願いするものであります。任期は令和元年6月1日から他の委員の残任期間と合わせて令和3年3月31日までといたします。 以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
平岡委員	議案第27号と議案第28号の違いを教えてください。
スポーツ課長	議案第27号の委嘱後に新たにスポーツ推進委員をしていただける方があり、議案第27号で承認いただけましたので、追加の63人目として議案を提出させていただいたものでございます。
平岡委員	欠員補充とありますが、枠が72人あって、63人目の方とお伺いしましたが、欠員補充という表現が正しいのか疑問ですがいかがでしょうか。
スポーツ課長	規則上は72人と決まっておりますが、72人が適正な数字かとは思いますが、なかなかスポーツ推進委員のなり手がなく、常時いろんな方にお声かけをしていますが、その都度ご承認いただく度に人数を増やしていきたいと考えております。
平岡委員	理解しました。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第28号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。
教育長	引き続きまして議案第29号 西尾市文化会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第30号 西尾市歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一括して提案理由の説明をお願いします。

<p>教育部次長</p>	<p>ただいま議題となりました「議案第29号 西尾市文化会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、「議案第30号 西尾市歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げますが、まず先に議案の差し替えについて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>議案の差し替えにつきましては、今回の条例改正において、例規審査委員会より語句の統一についての指摘があり、第29号及び第30号議案とも、改正文附則第2項中、「施行日前」を「同日前」に修正するものであります。</p> <p>それでは、議案説明に入らせていただきます。</p> <p>提案理由につきましては、両案とも、議案第21号と同様でございます。</p> <p>それではまず、「議案第29号 西尾市文化会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、ご説明申し上げます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第1はホールや会議室など、施設の使用料の額を171か所、別表第2は舞台や照明など、設備の使用料の額を62か所改めております。なお、10円未満は切り捨てております。</p> <p>議案8ページをご覧ください。</p> <p>附則につきましては、議案第21号と同様でございます。</p> <p>次に、議案第30号、西尾市歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>別表第2は、旧近衛邸や尚古荘などの使用料の額を27か所改めております。なお、10円未満は切り捨てております。</p> <p>議案2ページをご覧ください。</p> <p>附則につきましては、議案第21号と同様でございます。</p> <p>なお、議案第29号及び第30号は、西尾市議会6月定例会に提出してまいります。</p> <p>以上、議案第29号及び議案第30号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第29号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
<p>教育長</p>	<p>引き続き、議案第30号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
<p>教育長</p>	<p>引き続きまして議案第31号 専決処分の承認西尾市図書館協議会委員の任命について提案理由の説明をお願いします。</p>

<p>図書館長</p>	<p>ただ今、議題となりました「議案第31号 専決処分の承認について」提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>お配りしました議案第31号の資料の2ページ目をご覧ください。</p> <p>今回、専決処分をしました事項は、西尾市図書館協議会委員の任命でございます。</p> <p>この委員は、図書館法及び西尾市立図書館の設置及び管理に関する条例第15条の規定により、10名以内で学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命することになっており、現在の任期は、平成30年5月1日から令和2年4月30日です。</p> <p>このたび、委員に就任していただいている学校代表の西尾市教育研究会学校図書館部会主任の役職に異動が生じたことに伴い、補欠委員を早急に任命する必要が生じたので、平成31年4月11日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理いたしました。</p> <p>任期は、前任者から引き継いだ平成31年4月11日から残任期間の令和2年4月30日まででございます。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において報告し、承認を得なければならないと定められておりますので、今回、教育委員会の承認を求めるところでございます。</p> <p>以上、「議案第31号 専決処分の承認について」の説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第31号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1) 小中学校及び義務教育学校へのエアコン設置の経過報告について説明をお願いします。</p>
<p>教育庶務課長</p>	<p>ただいま議題となりました、その他議題(1)「小中学校及び義務教育学校へのエアコン設置の経過報告について」、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題(1)資料をご覧ください。</p> <p>表のナンバー1から4の都市ガス方式が可能な学校7校につきましては、去る4月12日に落札業者が決定し、設置工事に着手いたしました。設置完了は、10月中旬を予定しております。</p> <p>次に、ナンバー5から8の将来都市ガス方式が可能な学校4校につきましては、基本設計と実施設計を進めており、その中で、都市ガス方式、LPガス方式及び電気方式の比較検討を行った上で、10月上旬には設置工事に着手する予定であります。</p> <p>次に、ナンバー9から31の方式が決まっていない学校23校につきましても、同じく、LPガス方式及び電気方式の比較検討を行い、10月上旬には設置工事に</p>

	<p>着手する予定であります。</p> <p>最後にナンバー 3 2 の吉良中学校につきましては、設置費を含めた賃貸借契約による設置を進めてまいります。</p> <p>設置にあたっては、近隣市町だけでなく、全国的な流れであり、関係業者などに確認する範囲では、現時点では機器の調達については、特に問題ないとお聞きしております。</p> <p>このような状況の中、施工業者の不足が懸念されてはいますが、事業が確実に進められるよう、引き続き努力してまいります。</p> <p>以上、その他議題（1）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	3 2 番の吉良中学校の賃貸借対応について、ご説明をお願いします。
教育庶務課長	吉良中学校につきましては、以前は P F I 事業に含まれておりました、改修という計画でありました。ですが、P F I 事業から外れて建て替えを検討することになりましたので、今後は吉良中学校につきましては、建て替えの検討を進めるにあたり、建て替えの際に建物を取り壊すこととなりますので、賃貸借契約の方が良いとの判断で進めております。
平岡委員	エアコンもリースができるということですね。
教育庶務課長	そういうことです。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（2）平成 3 1 年度学校訪問要項について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>その他議題（2）資料をご覧ください。</p> <p>「平成 3 1 年度学校訪問要項」についてご説明いたします。</p> <p>主旨については、変更点はございません。着眼点については、教育長の校長会議でのご指導を踏まえ、「楽しくわかる授業」を「楽しく力のつく授業」に変更しました。</p> <p>2 枚目の（2）のキ「多忙化解消の方策を報告する」ことを、昨年度より付け加えております。「働き方改革」に対する学校現場での意識を高めていきたいと考えております。</p> <p>それぞれの学校の日程については、例が 4 ページ目にごございます。学校規模・組み合わせ等によって開始時刻が変わってまいりますので、それぞれの学校につきましては、担当から改めてご連絡させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
尾崎委員	5 ページ目、西尾市教育委員会学校訪問について（確認）で、中段辺りに「非常勤は対象としないが、学校経営アドバイザー訪問時に指導案を準備し授業を公開する」とありますが、昨年はこの部分がありませんでしたが、今年はあるということですか。
学校教育課長	アドバイザーの指導によるところがありますが、今年度も恐らくないとおもいます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（3）平成 3 1 年度特色ある学校づくり推進事業実施要項について説明をお願いします。
学校教育課長	その他議題（3）資料をご覧ください。

	<p>「平成31年度特色ある学校づくり推進事業」について説明いたします。</p> <p>裏面をご覧ください。委託料については昨年度と変更ありません。今年度も評定加算として1校にそれぞれ15万円加算します。</p> <p>佐久島しおさい学校については、「前期課程、後期課程それぞれ11万5千円」と表記しておりますが、委託料の総額は昨年度と同額であります。</p> <p>今後については、選考委員会を本日13時より行います。教育委員の皆様には、加算校の選考にお力添えをいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（4）平成31年度各種委員会等の組織について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>その他議題（4）資料につきましては、学校教育課関係の各委員会の名簿になります。</p> <p>6ページにわたっておりますがご承知ください。</p> <p>なお、3ページ目の「西尾市いじめ・不登校・問題行動対策協議会」につきましては、代々表町内会長が4月23日には決まらなかったそうで、現在、確認中であります。</p> <p>またあらためてお示しいたします。以上です。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（5）平成31年度外国人児童生徒教育について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>その他議題（5）資料「31年度外国人児童生徒教育」について説明いたします。</p> <p>1の外国人児童生徒教育指導アドバイザーとして3名、2のポルトガル語通訳として3名、昨年度と同じ6名を今年度も配置しておりますが、学校からの強い要望もあり、通訳の勤務時間数を年間840時間から1,225時間に拡充しました。</p> <p>3の早期適応教室指導員につきましては、昨年度は2名の配置になっておりましたが、本年度は、3名配置することができています。また、勤務時間も、年間1,225時間を年間1,470時間に拡充しました。</p> <p>裏面の外国語指導助手（AET）につきましては、市雇用の2名と、業務委託による9名。あわせて11名で全ての小中学校を巡回しております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（6）平成31年度学校司書の配置について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>その他議題（6）資料「平成31年度 学校司書の配置」について、ご説明いたします。</p> <p>本年度1名を増員し、全体で18名を配置しています。</p> <p>以上です。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（7）平成31年度西尾市小・中学校運動会・体育大会予定について説明をお願いします。
学校教育課長	その他議題（7）資料、小中学校の運動会、体育大会の予定について、ご説明いたします。

	<p>学校から直接委員の皆様にはご案内が発送されませんのでご承知ください。例外的に地元の学校から届きましたらご容赦ください。無理なくご都合に合わせてご参加いただけますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
平岡委員	<p>以前から申し上げていますが、運動会、体育大会、学芸会等の際に教育委員に来てくださるとのことですので、可能な限り行きますが、運動会などは駐車場に車を置けないところが多く、駐車券をその都度出していただくのも申し訳ないですし、通年使えるような駐車券を作成していただくよう提案させていただきました。</p> <p>各学校に周知していただければ、どの事業において参加させていただくときもご認識していただけるので、この方法はどうかと申し上げました。</p> <p>改めてご提案申し上げますので、ぜひご検討、ご導入いただきますようお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>素晴らしいアイデアと思いますので、早急に学校に周知し、委員の皆様には駐車券を配布させていただき、対応したいと思います。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（８）西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀建設工事の概要について説明をお願いします。</p>
文化振興課主幹	<p>ただいま議題となりました、西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀建設工事の概要について、ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題（８）資料をご覧ください。</p> <p>工事名は西尾城二之丸丑寅櫓及び土塀建設工事でございます。</p> <p>施工理由としては、西尾城の城跡としての景観を整備し、歴史教育の場としての活用及び観光資源としての価値の向上を図るためです。</p> <p>主な工事概要は、西尾市歴史公園において二之丸丑寅櫓と土塀約５０ｍの建設を行います。</p> <p>図面１は二之丸丑寅櫓の立面図で、木造二階建て高さ８．３ｍ、東西５．４６ｍ、南北７．２８ｍです。櫓の二階部分は倉庫として使用しますので登ることはできませんが、一階部分はイベント時などには公開します。</p> <p>図面２は土塀の立面図と屋根伏図で、二之丸丑寅櫓から天守台を結ぶ約５０ｍの長さで、全国でも珍しい屏風折れの土塀として建設します。図面３は完成予想図です。予定価格は１億６千６９０万３千円（税込）です。</p> <p>契約方法は一般競争入札で、開札は５月９日に行われます。落札者決定後、５月１５日に仮契約を締結して、西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、６月定例会に議案を提出してまいります。</p> <p>工期は、本年度当初予算にて設定いたしました債務負担行為により、議決日から令和２年６月２６日までを予定しております。</p> <p>以上、その他議題（８）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
高須委員	<p>何年か前に歴史公園の北側、県道蒲郡碧南線側が夜に真っ暗で街灯が点いていません。施工理由に観光資源とありますので、趣のある街灯を設置するなど考えていらっしゃるかお聞きしたいです。</p>
文化振興課主幹	<p>街灯につきましては、市役所の中で関係部署と相談してみます。</p>

高須委員	よろしくお願ひします。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（９）『新編西尾市史 資料編１ 考古』の発刊について説明をお願いします。
文化振興課主幹	<p>ただいま議題となりました『新編西尾市史 資料編１ 考古』の発刊について、ご説明申し上げます。</p> <p>市史編さん事業は、合併により、広がった新しい西尾市の歴史、文化、風土を新資料や新知見も含めて再分析し、市民に分かりやすく伝えていくために実施しており、この度、第１冊目となる『新編西尾市史 資料編１ 考古』を発刊いたします。</p> <p>その他議題（９）資料をご覧ください。</p> <p>『資料編１ 考古』は、縄文時代から近世までの市内５００余りの遺跡・古墳を解説しており、Ａ４判、約８００ページ、上製本のフルカラーで、６００冊印刷を行います。</p> <p>価格は、１冊税込み５千円で、付録として、市内の遺跡位置図が付き、５月３０日から頒布を開始します。</p> <p>資料裏面をご覧ください。</p> <p>予約方法は、ファックス、メール、電話で受け付けをいたします。</p> <p>なお、５月２５日までに予約された方には、特典といたしまして、今回の発刊を記念して、７月６日から岩瀬文庫で開催いたします、特別展「考古遺物の美とミステリー」の展示図録を差し上げます。</p> <p>販売は、岩瀬文庫のほかに、西尾市資料館、市役所教育庶務課、一色学びの館、幡豆支所、塩田体験館、尾崎士郎記念館で行います。</p> <p>今後の発刊予定であります、令和１０年度までに、残り１３冊を順次発刊してまいります。</p> <p>以上、その他議題（９）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	他に質問がないようですので、日程５を終わります。
教育長	教育委員会名義使用として１２件提出されています。 ご確認をお願いいたします。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
学校教育課主幹	<p>資料はございませんが、平成３１年２月１３日開催の定例会その他議題としてご説明申し上げました矢田小学校水泳授業の進捗状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>学校教育課では民間の事業予定者と契約締結に向けて協議を進めております。現在のところ１回目の授業を５月２９日水曜日から開始することを予定しております。授業は２クラスを１グループとして、１、２時間目の２コマを利用するクラスと、３、４時間目の２コマを利用するクラスに振り分け、１日あたり最大で４クラスが授業を受けることとしております。</p> <p>なお、年間計画としましては、２クラス合同実施により、各学年当たり年４回、学校全体では年間６０回の授業を１２月まで行うことを予定しています。</p> <p>また、１回当たりの水泳授業は、移動、着替えを含めまして１００分になりますが、実質的な授業時間は６０分程度を見込んでおります。</p> <p>授業の主体はあくまで小学校の教員でありますので、授業計画については、各学</p>

	<p>年の目標や内容を学校で設定し、具体的な指導方法については、現在矢田小学校と事業予定者との間で調整、協議を行っております。</p> <p>なお、民間プールを利用した水泳授業につきましては、全国的に見ても実例がまだ少ないため、西尾市教育委員会としましては、3年程度はモデル事業として実地検証を行いながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
教育長	ただいまの報告で質問、意見はありませんか。
武内委員	確認したいのですが、保護者から問い合わせや心配だという声はありますか。
学校教育課主幹	学校から聞いている情報では、特に保護者から意見はないと聞いています。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
教育部次長	<p>さきほど使用料の条例改正等をご提案させていただきましたが、文化振興課所管の施設で旧糟谷邸と尾崎士郎記念館は入館料をとっている施設ではありますが、今回の消費税増税に伴いまして特に入館料の増額は考えておりません。</p> <p>理由といたしましては、入館料が現在一般300円、団体が250円、中学生以下は無料となっておりますので、金額的に微増という事もありますし、隣接する市の入館料をとっている施設も値上げは一切考えていませんので、西尾市としてもこの施設につきましては今回値上げをしないのでご承知おきください。</p>
スポーツ課長	<p>前回4月定例会でその他議題(9)西尾市スポーツ推進計画の中間見直しについて、ご質問いただいた件について、お答えします。</p> <p>高須委員からご質問のありました成人の週1回以上スポーツをする実施率について、いろんな数字があるというご指摘をいただきました。</p> <p>実際には平成25年3月にこの計画を策定しておりますので、25年に実施した34%という数字が基準値となっております。</p> <p>最後の方に参考として、これ以降に調査を実施した数字も載せておりますので、その分が混在したという理解で良いと思い、高須委員に了解していただきました。</p> <p>もう1点、平岡委員から推進計画の表紙にある「改定版」の文字がこの字でよいかとご指摘がありました。</p> <p>一般的に文字や文章に誤りがあった場合は「訂」の字を使いますが、今回、計画の一部を見直しておりますので、改めて「定」を使ったという経緯がございますので、平岡委員に了解していただきました。</p>
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	<p>次回の定例会の予定でございますが、令和元年6月12日水曜日午前10時から、吉良町公民館会議室3で予定をされております。</p> <p>ご都合の方は、よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして西尾市教育委員会5月定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>